

平成 23 年 全国盲重複障害者福祉施設研究協議会  
実態調査結果

平成 23 年 11 月 1 日

全国盲重複障害者福祉施設研究協議会 調査委員会

## はじめに

全国盲重複障害者福祉施設研究協議会（略：盲重複研）は、昭和 55 年 11 月に滋賀県の彦根青年寮、福井県の光道園、広島県の愛命園、宮崎県のエデンの園、山梨県の青い鳥成人寮、東京都の光の家新生園の盲重複障害者を受け入れている 6 施設でスタート致しました。

盲重複障害者の専門施設として職員の資質向上のために研修会を開催し、研究発表や実践報告を行い、盲重複障害者の支援の理論の確立を目指してまいりました。又、これまでに、『盲重複障害者福祉ハンドブック』の発行や盲重複障害者の実態調査及び現状調査、厚生労働省の重複研究等の協力と様々な調査研究を重ねて参りました。

現在は、全国の 22 施設が加盟する小さな協議会ではありますが、北は北海道、南は九州と全国組織となっています。

今回は、盲重複研の加盟施設の現状を調査し、盲重複障害者の実態を広く社会に知っていただく為に調査を致しました。平成 18 年に障害者自立支援法が施行され、6 年が経過いたしました。この間に様々な見直しが行われて参りましたが、現在の障害程度区分は、盲重複障害者の特性を踏まえた認定調査とはなっていないように思われます。盲重複障害者の特性を踏まえた支援が出来る法制度や安定した施設運営が可能となる障害者総合福祉法となることを強く望むものであります。どんなに素晴らしい法律であっても実際に生きる障害者を理解していなければ良い法律とは言えないと考えます。当協議会の加盟施設には、約 1,000 名の盲重複障害者が利用しています。他の団体にも盲重複障害者が存在し、地域にも存在すると思います。彼らの地域での自立した生活も望むところではありますが、地域での生活が困難な盲重複障害者の存在も知っていただきたいと思います。全国的には、わずかな存在ですが、その実態をご理解頂き、盲重複障害者が明るく安心して生活できる社会の実現を強く望むものであります。

平成 23 年 11 月 1 日

全国盲重複障害者福祉施設研究協議会  
会 長 川 辺 和 政

# - 目 次 -

## 調査の概要

1. 調査の目的	P1
2. 調査対象	P1
3. 調査の時期	P1
4. 調査の方法	P1

## 調査結果の概要

1. 加盟施設の利用者状況	
(1) 事業内容の種類	P2
(2) 利用率及び盲重複障害者の割合	P2
(3) 盲重複障害者の重複数	P4
(4) 利用者の年齢	P5
(5) 障害程度区分の状況	P6
(6) 利用期間	P8
(7) 出身別の利用状況	P9
(8) 施設利用前の状況	P10
(9) 利用者の入退所状況	P11
(10) その他の障害及び問題行動	P13
2. 利用者支援の状況	
(1) 食事提供の状況	P14
(2) ADL の状況	P15
(3) 移動・歩行の状況	P16
(4) コミュニケーションの状況	P17
3. 考察・まとめ	P18

実態調査票の集計結果	P21
------------	-----

協力加盟施設名簿	P28
----------	-----

## 調査の概要

### 1．調査の目的

- ( 1 ) 盲重複障害者とはどのような障害状況にあり、またどのような福祉ニーズを持つ存在なのか明らかにすること。
- ( 2 ) 盲重複障害者に対する支援の実態を明らかにすること。

### 2．調査対象

- ( 1 ) 盲重複障害者福祉施設研究協議会加盟施設 ( P 28 ~ 名簿参照 )
- ( 2 ) 上記施設を利用する利用者

### 3．調査の時期

2011年(平成23年)7月1日

### 4．調査の方法

- ( 1 ) 「実態調査票(P21 参照)」による調査を実施する。
- ( 2 ) 調査対象(施設)に「実態調査票」を送付し、回答を求める。

## 調査結果の概要

### 1. 盲重複研加盟施設の利用者状況

#### (1) 事業内容の種類

盲重複研の加盟施設は障害者支援施設であり、施設入所支援と併せて日中活動を提供している。図1より、加盟施設の93%が、日中活動として生活介護を実施しているのが現状である。これは、加盟施設の利用者が重度の方が多く、自立訓練等の対象者ではないことが考えられる。

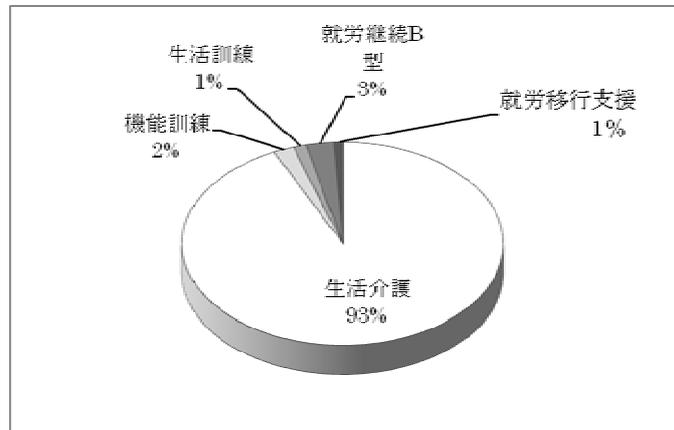


図1

#### (2) 利用率及び盲重複障害者の割合

表1より、各事業とも定員を満たしている状況である。又、盲重複研加盟施設における日中活動の利用者合計は1,387名（うち盲重複障害者は1,147名）、施設入所支援の利用者合計は1,370名（うち盲重複障害者は1,101名）で、盲重複研加盟施設の8割近い利用者が盲重複障害者であるのが現状である（図2、3）。

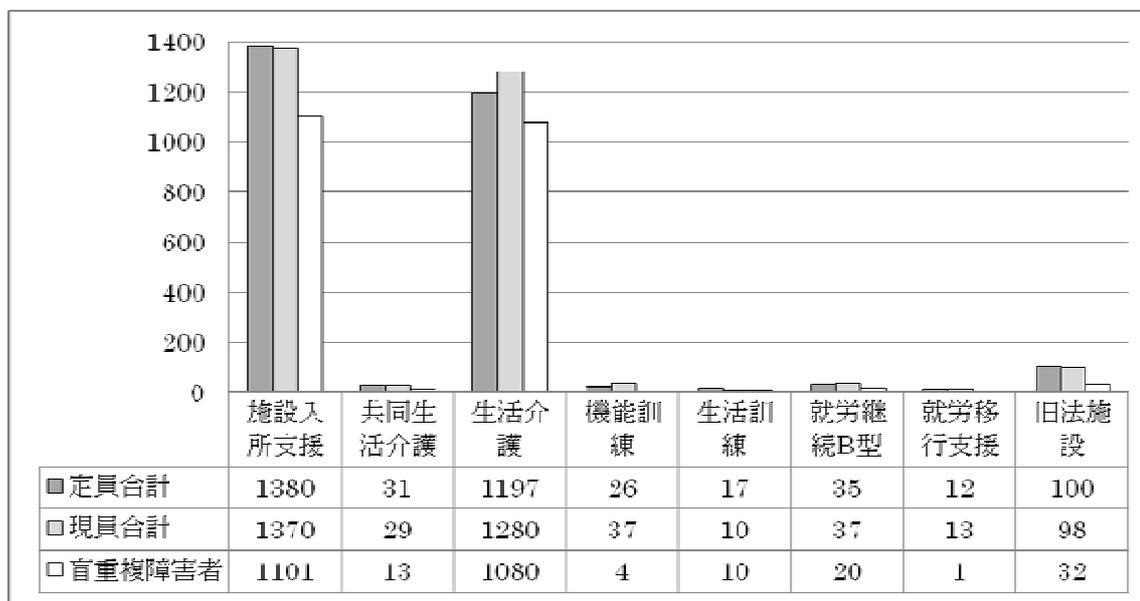


表1

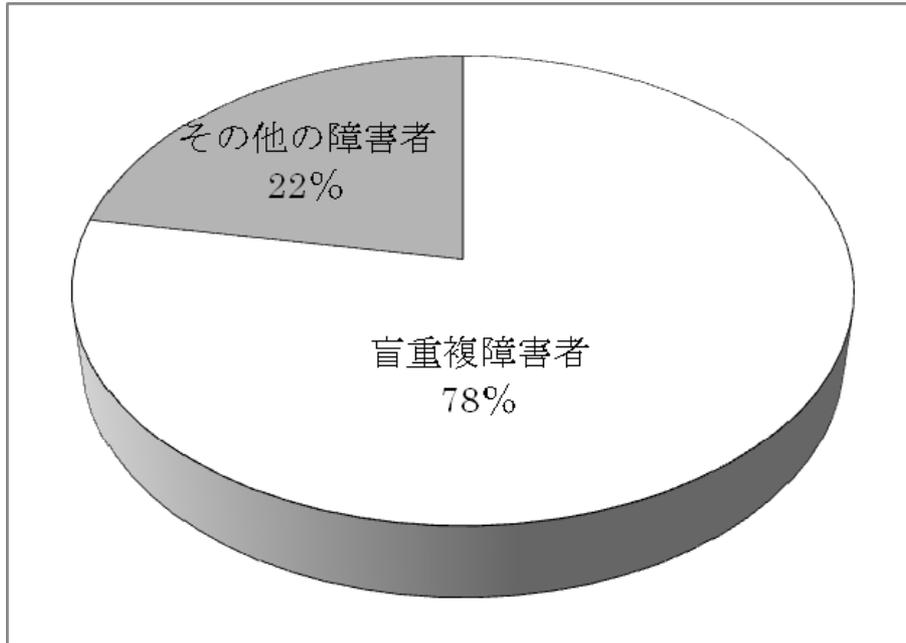


図2 日中活動における盲重複障害者の割合

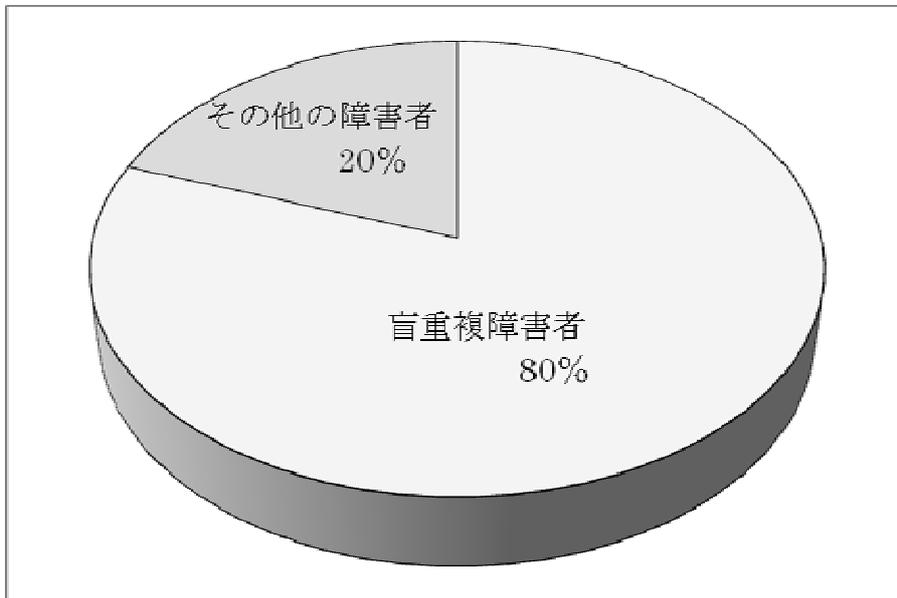


図3 施設入所支援における盲重複障害者の割合

### (3) 盲重複障害者の重複数

図4より、重複する障害数は2障害（視覚障害+他1）が全体の67%で3障害（視覚障害+他2）が29%であるが、表2より障害内容別の順位を見ると視覚障害+知的障害の2障害の割合が高く（全体の約63%）、次に視覚障害+知的障害+精神障害（約11%）、視覚障害+知的障害+肢体不自由が（約10%）、視覚障害+知的障害+聴覚障害（約7%）という3障害の組み合わせが全体の約30%を占めている。又全体的な障害の組み合わせを見ると視覚障害と知的障害をベースとした盲重複障害者の割合は全体の90%以上を占めている。

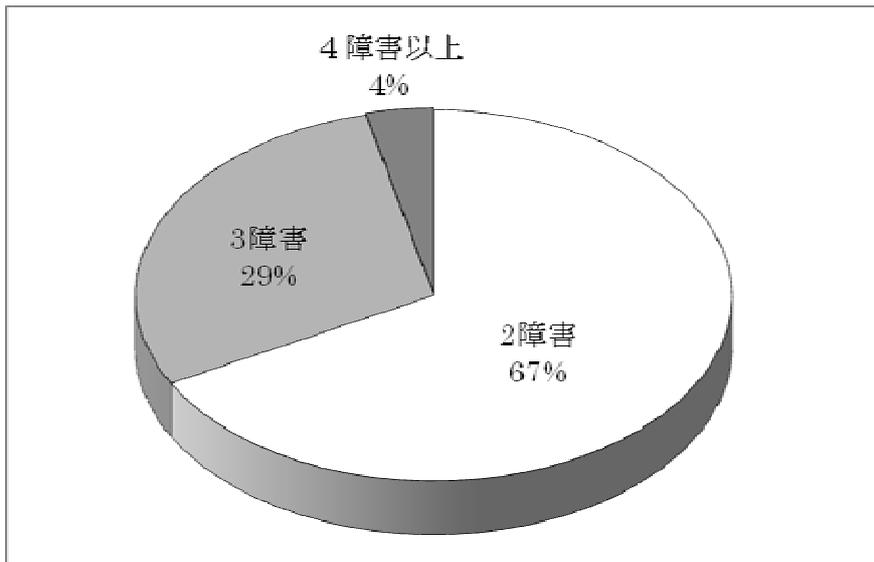


図4 重複数の状況

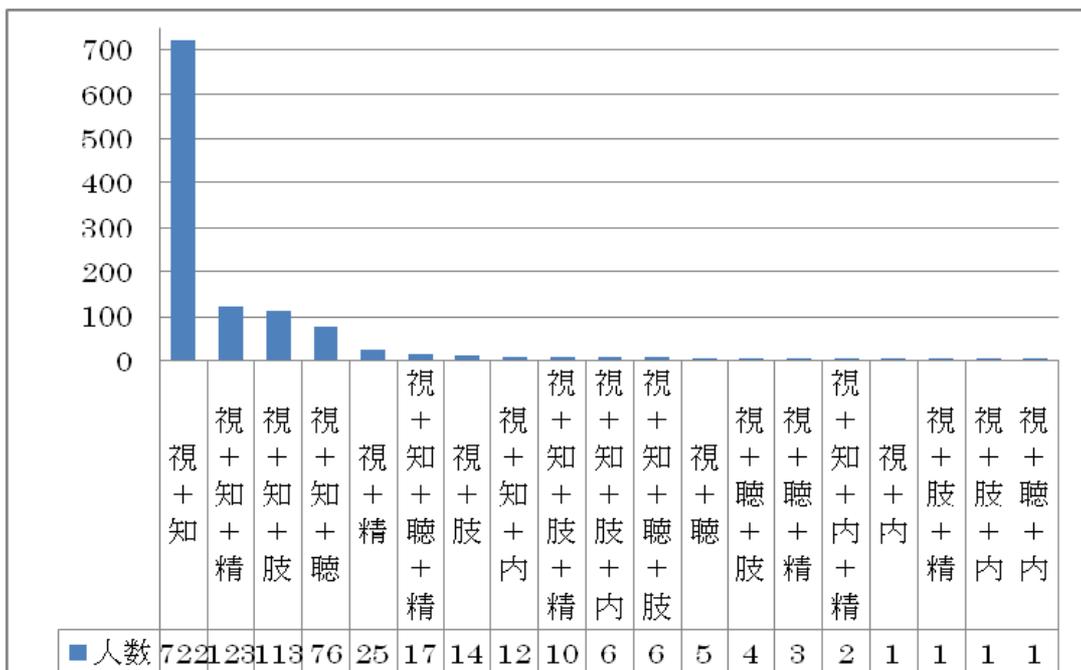


表2 障害別の重複数の状況

#### (4) 利用者の年齢

加盟施設の利用者の平均年齢は、男性 49.02 歳（盲重複 47.66 歳）、女性 50.44 歳（盲重複 49.4 歳）、全体平均は 49.73 歳（盲重複 48.53 歳）となっている。年齢層別では、利用者全体及び盲重複障害とも 50 代が一番多く、次いで 40 代、60 代、30 代という順となっている。また表 4 の重複数別で見ても、凡そ同じ傾向が見られる。平成 13 年度の実態調査では、30 代～50 代の割合が多かったことから、利用者の異動がなくそのまま加齢したものと考えられる。

	男性	女性	全体
利用者全体	49.02 歳	50.44 歳	49.73 歳
盲重複障害者	47.66 歳	49.4 歳	48.53 歳

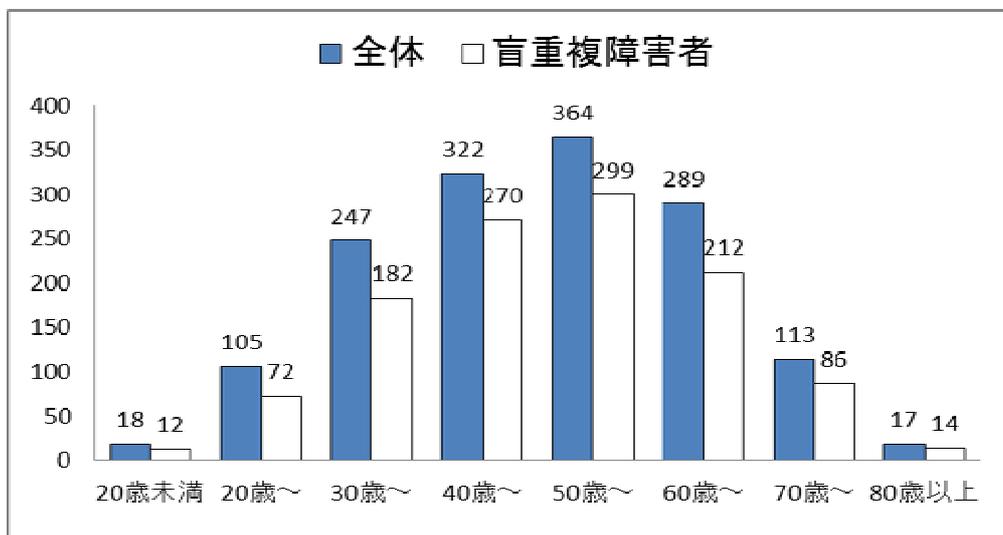


表 3 年齢層の状況

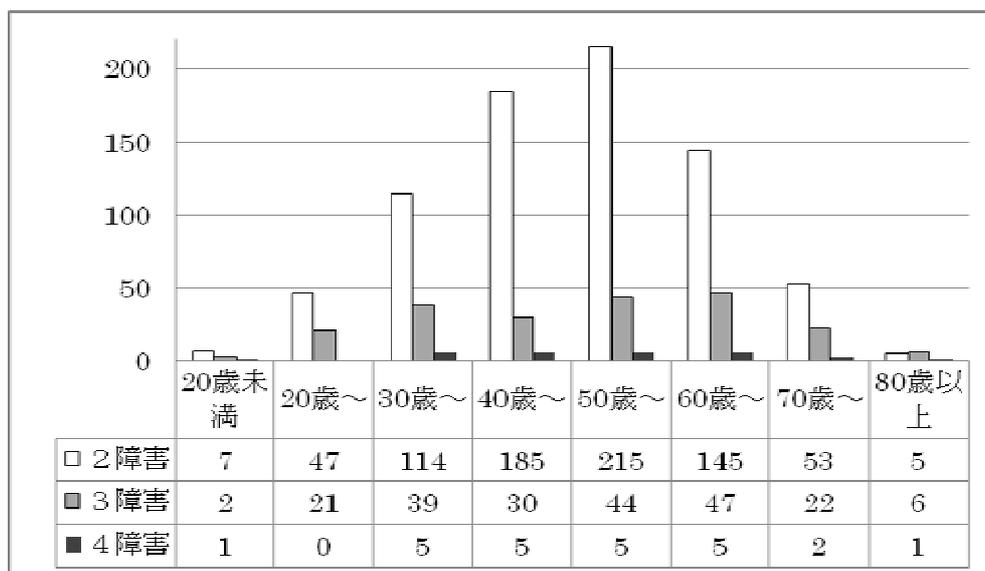


表 4 重複数別の年齢層の状況

### (5) 障害程度区分の状況

加盟施設の利用者全体の平均区分は 4.9、盲重複障害者の平均区分 5.1 で、盲重複障害者の方が若干、区分が高い状況である。区分の割合（図 5.6）は、区分 6 の割合が全体で 43%、盲重複障害者では更に割合が高く 48% を占めている。年齢層別の区分状況（表 5.6）では、区分 6 は 40 代、区分 5・4 は 50 代、区分 3 は 60 代が多く、年齢が上がるほど、程度区分は下がっている。これは施設入所支援の利用者が重度化傾向にあり、施設は重度者に対する支援をしている現状である。

平均程度区分(平成 23 年 4 月 1 日現在)

	男性	女性	全体
利用者全体	4.9	4.9	4.9
盲重複障害者	5.0	5.1	5.1

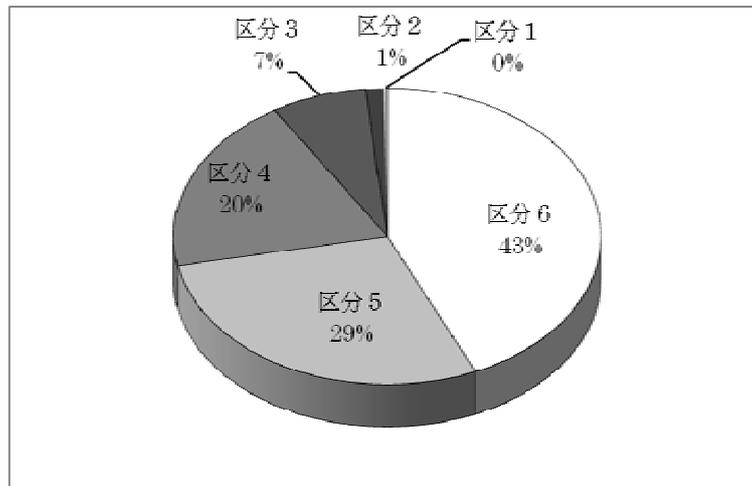


図 5 程度区分の割合 (全体)

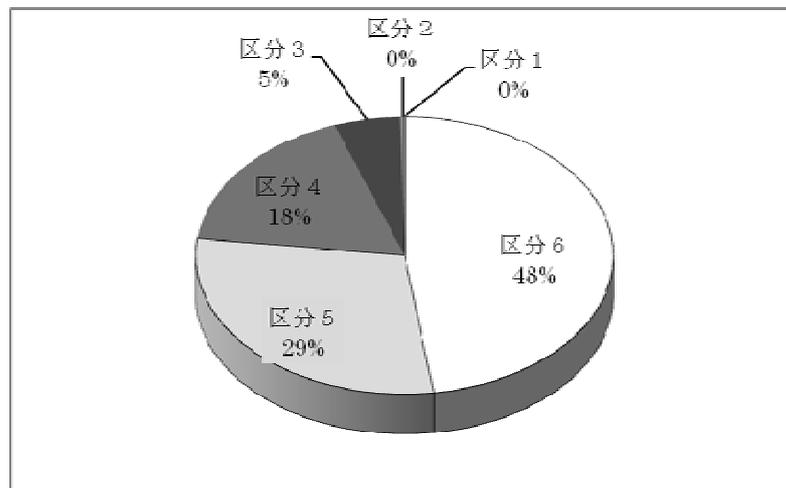


図 6 程度区分の割合 (盲重複障害者)

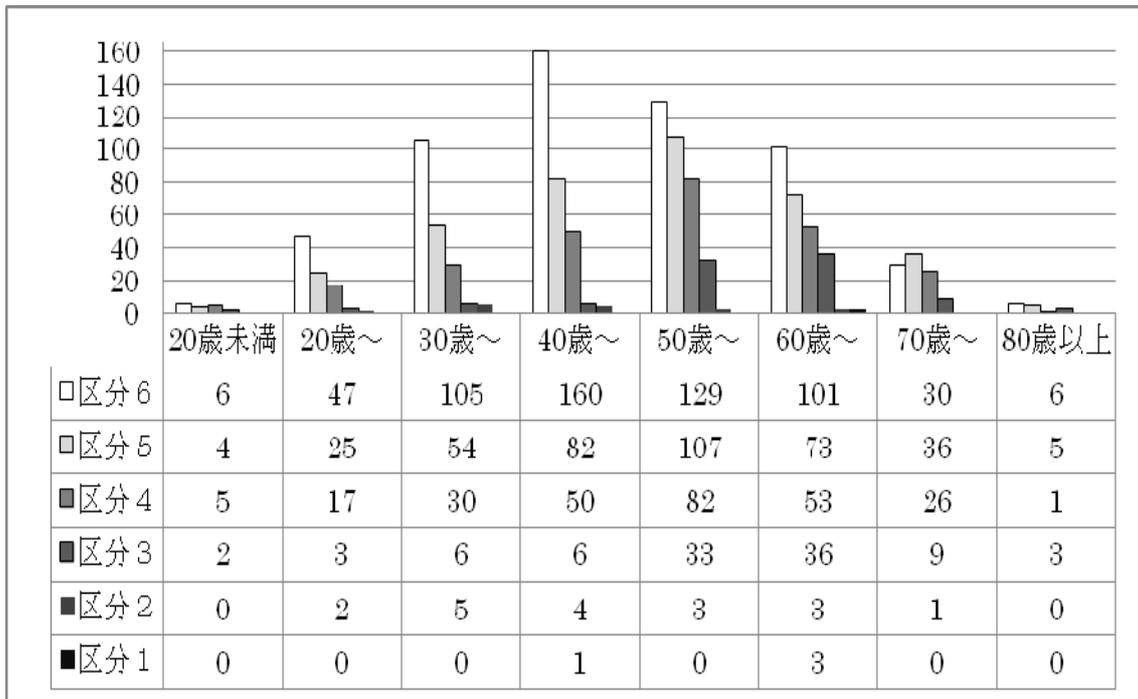


表5 年齢層別の程度区分（全体）

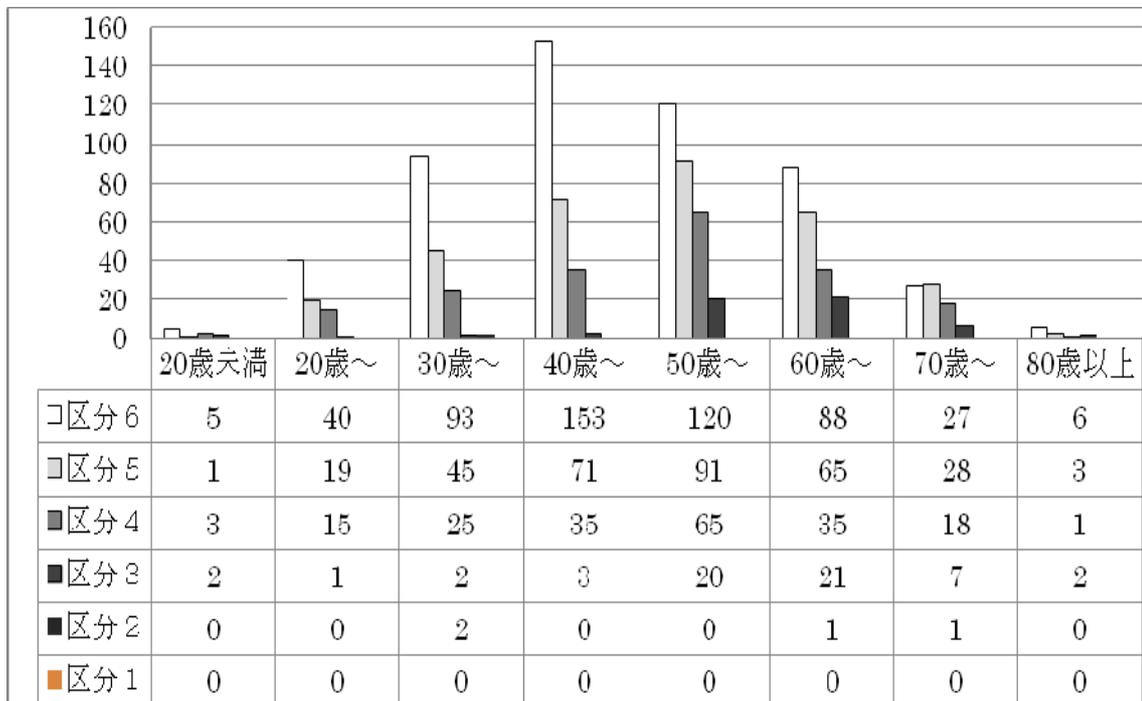


表6 年齢層別の程度区分（盲重複障害者）

## (6) 利用期間

加盟施設における利用者全体の平均在籍年数は、17年6カ月で、盲重複障害者は16年5カ月と約1年短い状況であるが、表7の期間別でみると利用者全体で20年以上が47%、盲重複障害者は20年以上が52%で、盲重複障害者のほうが利用期間が長い利用者が多い状況である。つまり、重度の盲重複障害者には施設入所支援が必要であると考えられる。

	全体平均	盲重複障害者平均
利用期間	17年6カ月	16年5カ月

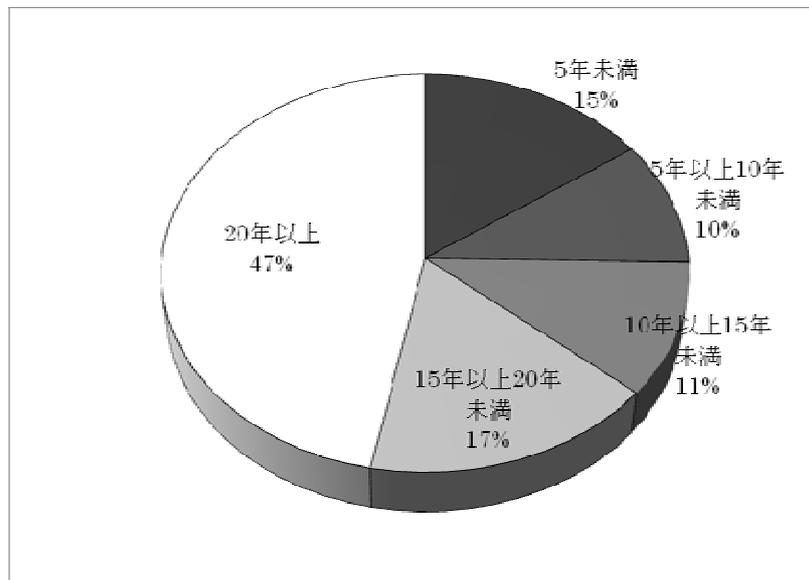


図7 利用期間の割合（全体）

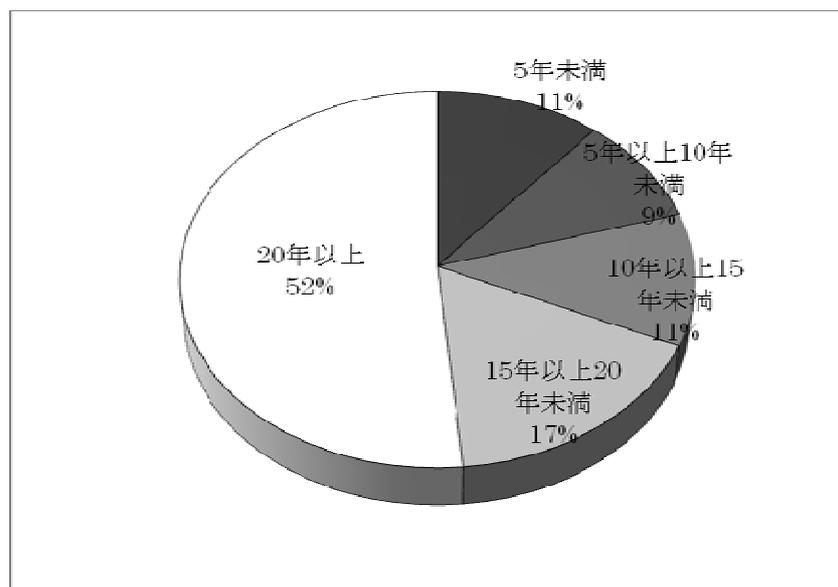


図8 利用期間の割合（盲重複障害者）

(7) 出身地別の利用状況

表7より、加盟施設のある都道府県からの利用率が75%で、残りの25%は他都道府県から利用している状況である。全国的に盲重複障害者を主たる対象者として専門的に実施している施設が少ないのが現状であり、加盟施設を利用していない盲重複障害者は知的障害者を対象とした施設等を利用している状況が考えられる。又、全国的に盲重複障害者は施設入所を求めているが、施設が少ないことも考えられる。

実施機関	人数	実施機関	人数	実施機関	人数
<u>北海道</u>	128 人	<u>千葉</u>	109 人	鳥取	7 人
青森	2 人	<u>東京</u>	154 人	<u>島根</u>	50 人
岩手	6 人	神奈川	33 人	<u>岡山</u>	39 人
秋田	6 人	<u>静岡</u>	74 人	<u>広島</u>	51 人
山形	12 人	愛知	34 人	山口	12 人
宮城	2 人	岐阜	15 人	香川	5 人
福島	15 人	三重	7 人	徳島	0 人
新潟	24 人	<u>滋賀</u>	38 人	高知	1 人
長野	12 人	京都	37 人	愛媛	9 人
<u>富山</u>	67 人	<u>大阪</u>	82 人	福岡	12 人
石川	11 人	奈良	12 人	佐賀	11 人
<u>福井</u>	117 人	和歌山	7 人	<u>長崎</u>	47 人
<u>茨城</u>	31 人	奈良	12 人	熊本	1 人
栃木	5 人	和歌山	7 人	大分	5 人
群馬	4 人	兵庫	34 人	<u>宮崎</u>	71 人
埼玉	22 人	鳥取	7 人	鹿児島	0 人
<u>山梨</u>	53 人	<u>島根</u>	50 人	沖縄	1 人
下線は、加盟施設がある都道府県				合計	1445 人

表7

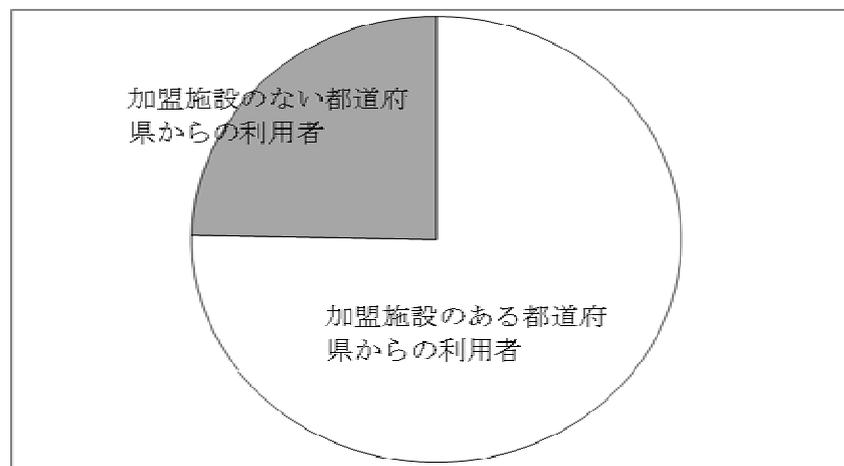


図9

### (8) 施設利用前の状況

利用前の状況は、図9より在学していた利用者が多く、次いで在宅、他施設からの順となっている。更に在学の内訳を見ると盲学校を卒業して施設を利用する状況が多い(図11)。これは、盲学校を卒業後、地域への受け皿が少ないことや地域生活が難しい状況にあることが考えられる。現在、障害者は在宅へ、地域へとの流れであるが、盲重複障害者には、施設が必要なことが伺われる。

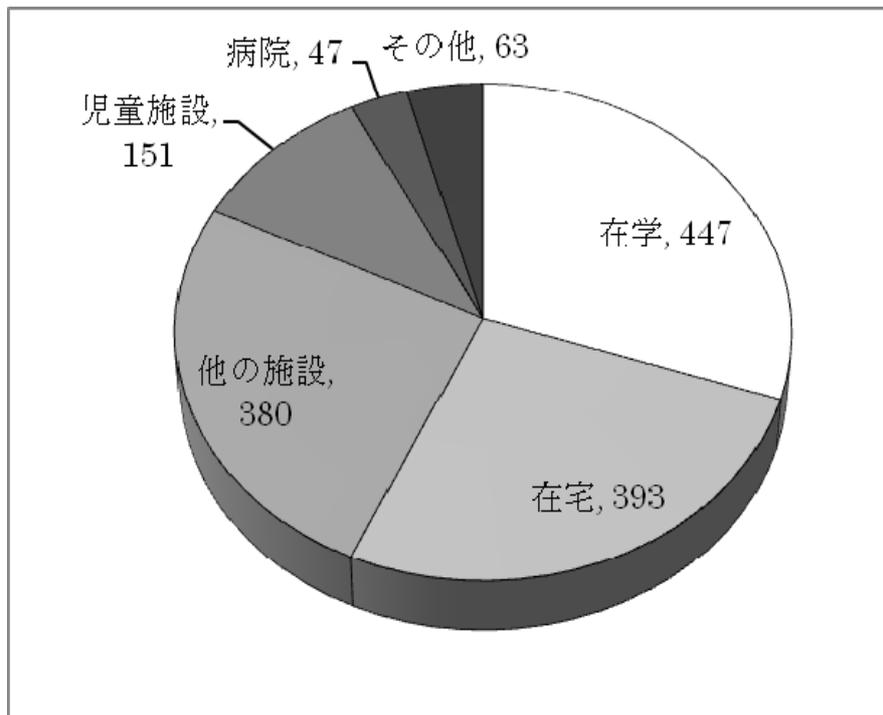


図10 利用前の状況

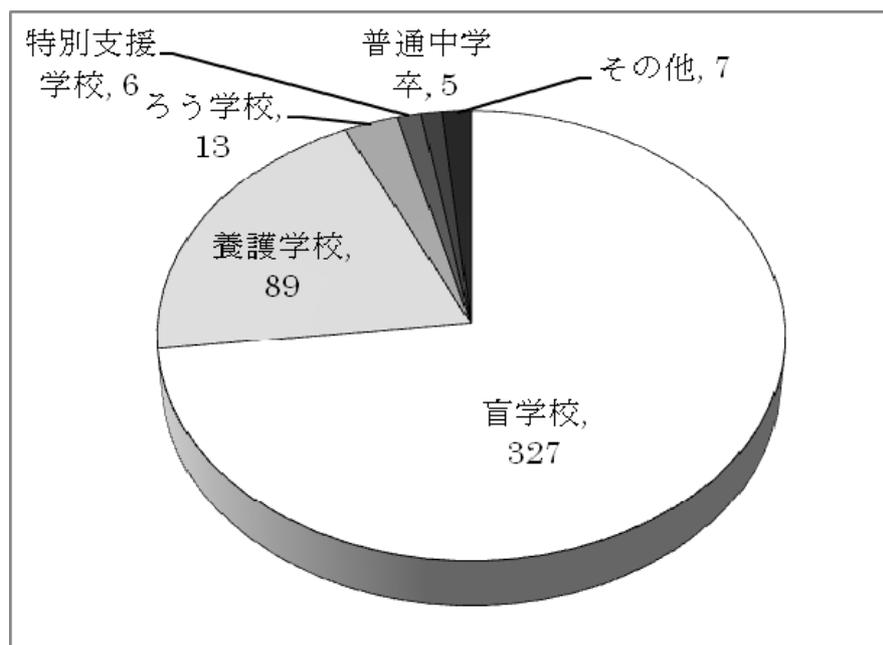


図11 在学の内訳

( 9 ) 利用者の入退所状況

表 8 より、平成 21 年度は退所者より入所者が多く、平成 22 年度は逆に入所者より退所者が多い状況であった。これは、表 9 のように地域移行した利用者が平成 22 年度に増えていることが要因と考えるが、殆どが視覚障害のみの単一障害者であり、また利用者全体から見ると依然として地域移行は少数である。また表 10 より、平成 22 年度は地域移行後、就労したケースは若干数、増えているものの極めて稀な状況である。今後、地域移行を見込んでいる人数は、表 11 , 12 より、年々少なくなっており、盲重複障害者はより顕著である。

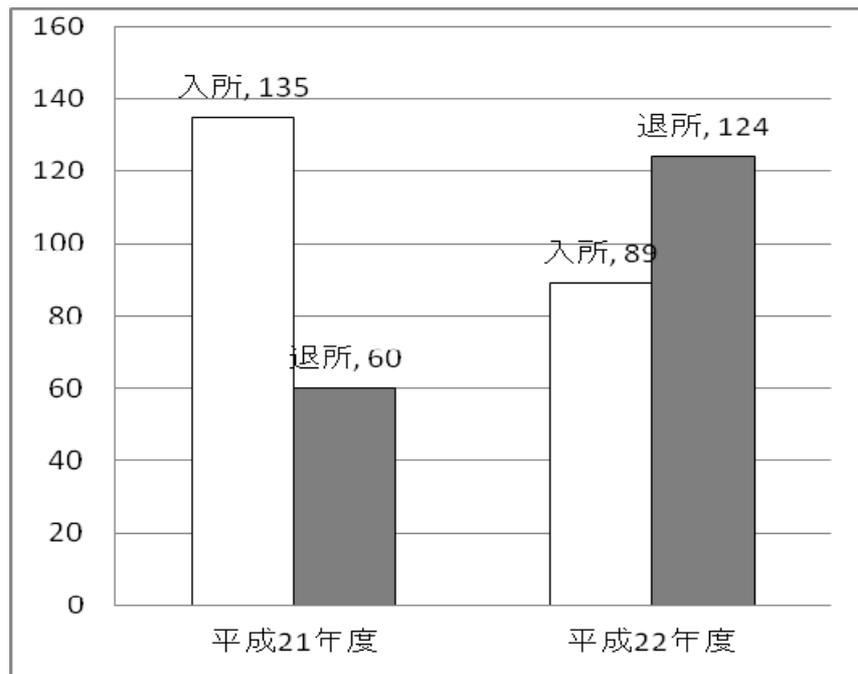


表 8 入退所状況

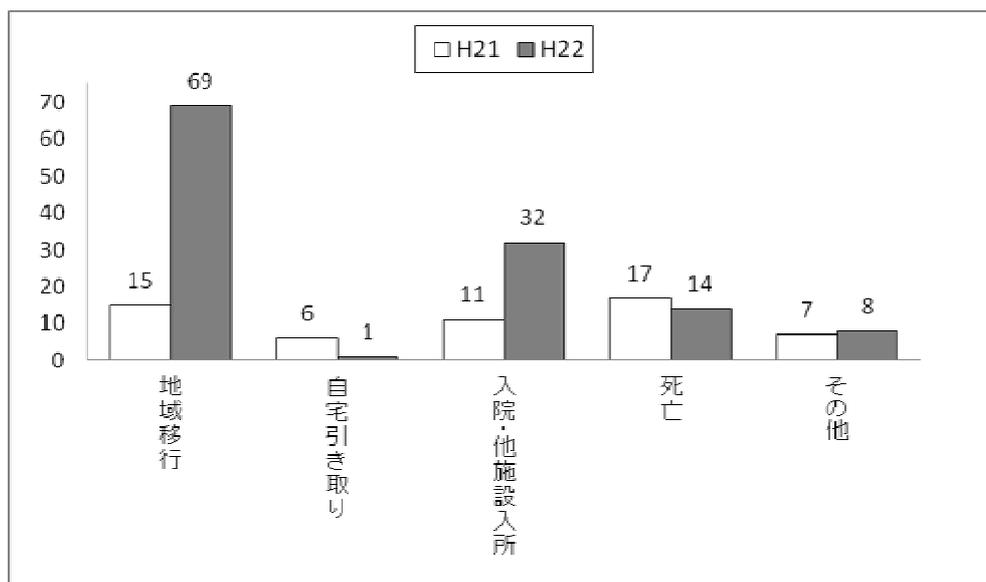


表 9 退所後の状況

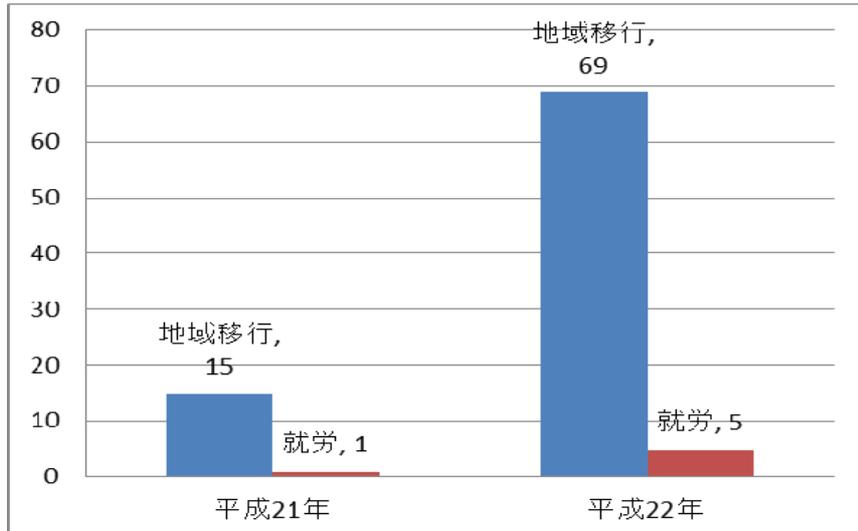


表 1 0 地域移行後の就労状況

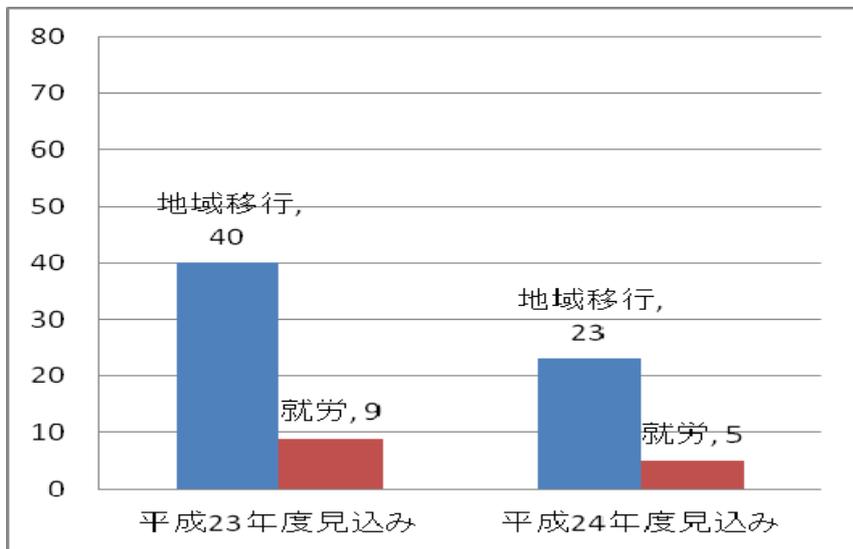


表 1 1 地域移行及び就労見込みの状況（全体）

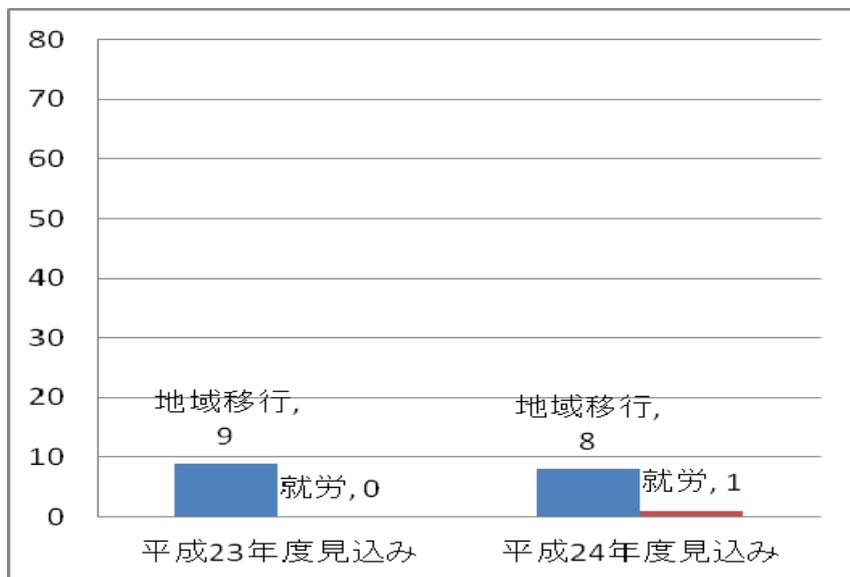


表 1 2 地域移行及び就労見込みの状況（盲重複障害者）

( 1 0 ) その他の障害及び問題行動

表 1 3 より、知的障害以外のその他の障害（発達障害、精神障害）状況は、自閉症が最も多く、次いで統合失調症を併せ持っている利用者が多い状況である。また、表 1 4 より問題行動として多いのが、自閉症者・精神障害者の特徴でもある、こだわり、奇声・暴言が多い状況である。

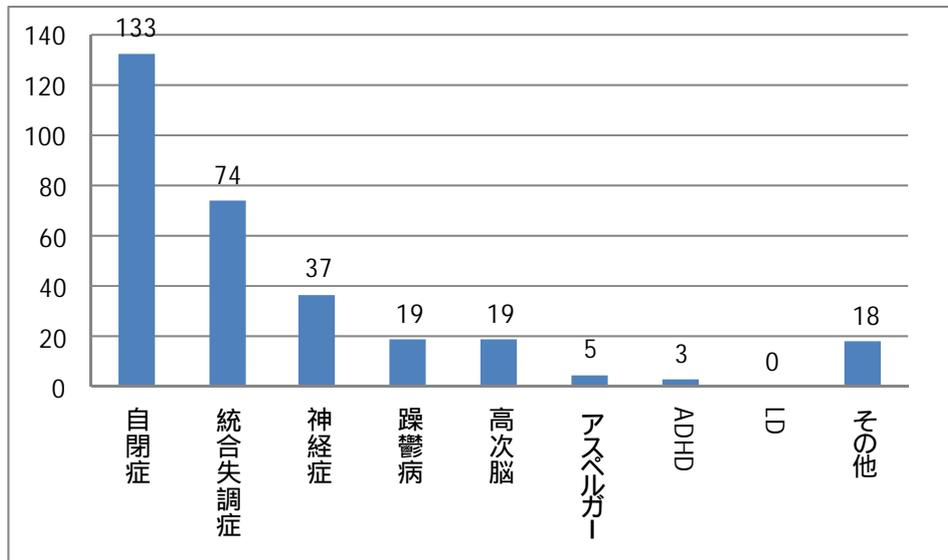


表 13 その他の障害状況

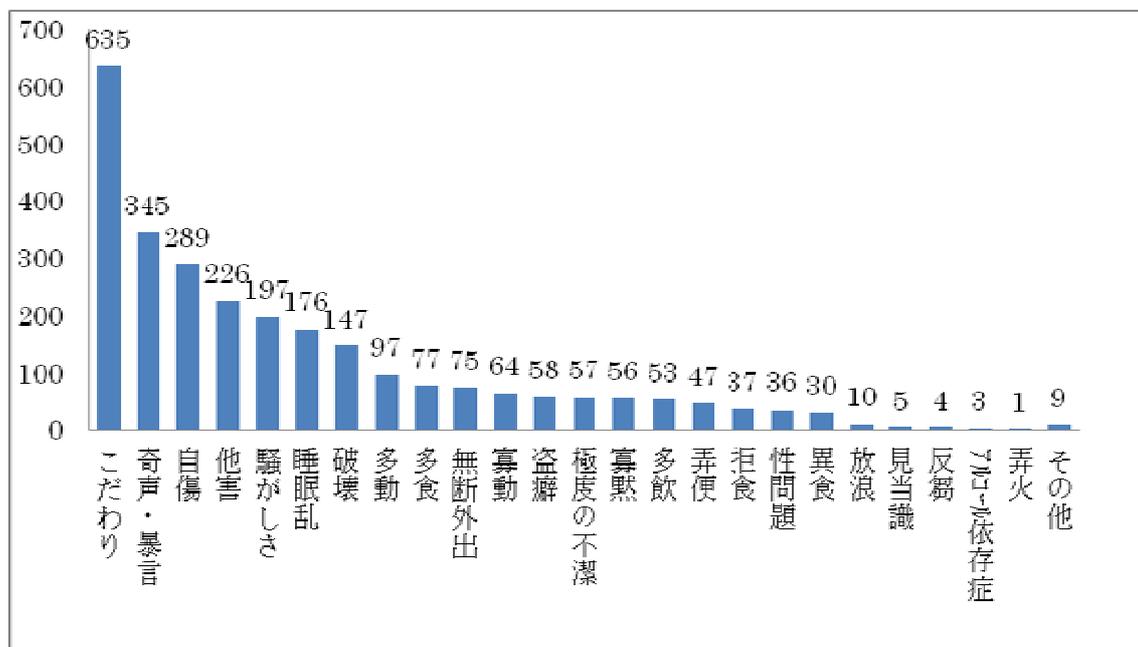


表 14 問題行動の状況

## 2. 利用者の支援状況

### (1) 食事提供の状況

食事状況としては、図12より、利用者の咀嚼機能自体の問題は、比較的少なく72%が普通食を提供しているが、盲重複障害者の特徴により、食べ物を口に入れる量が分からず、飲み込めないことやそのまま飲み込んで咽てしまう状況やコミュニケーションが難しく枯渇感や空腹感等の感情を表現することができず、また適量が分からず食べ過ぎて嘔吐する等の状況も見られる。その他、自閉症や精神障害から食べ方の拘りや過食、拒食も見られ(表14より)施設での食事に対する配慮や工夫が必要な状況である(表16)。療養食の提供については、糖尿病食・脂質異常食・減塩食等、生活習慣病による療養食が多い現状である。また、加算対象となる療養食以外にも施設独自で利用者の健康状況に合わせた食事の提供を行っている現状である。

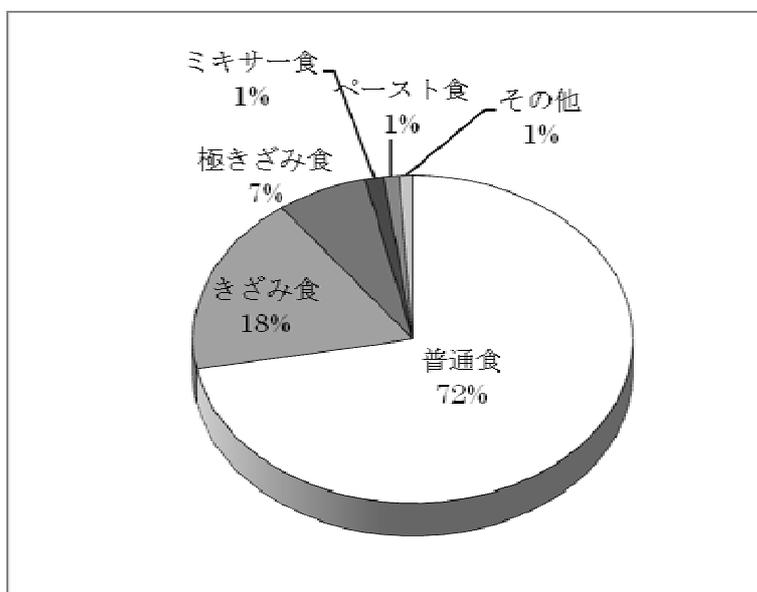


図12 食事提供の状況

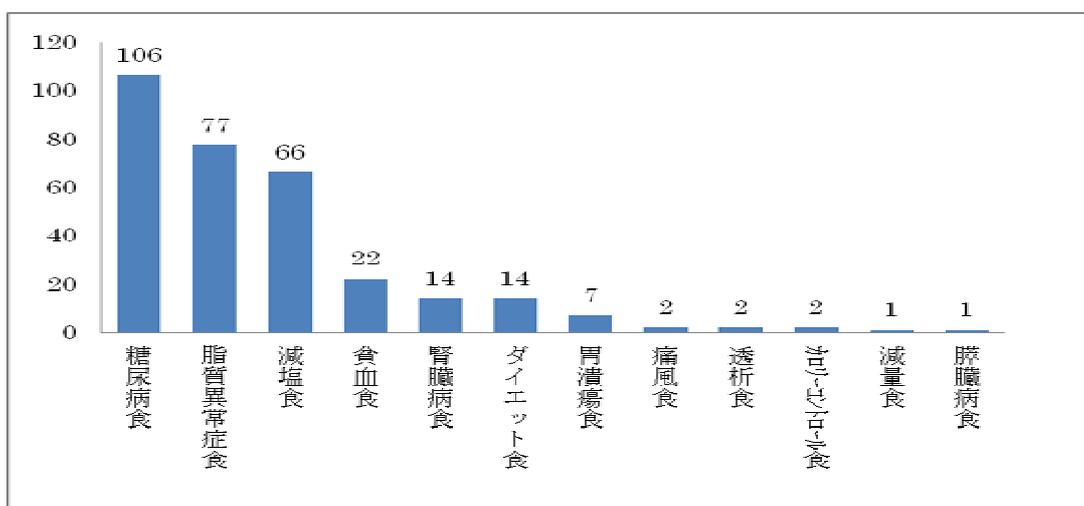


表15 療養食の種類

## (2) ADL の状況

基本的な日常生活動作については、単一の視覚障害者であれば訓練によりある程度、日常生活での活用が可能になるが、視覚障害の他に知的障害等、他の障害を併せ持つ盲重複障害者は、以下の表 16 のように全般的に一部介助、全介助の割合が高い状況である。これは、盲重複障害者の特徴により、介護的な支援だけでなく、どこに何があるのか本人にとってわかりやすい、変化の無い環境を提供する等の支援が必要である。

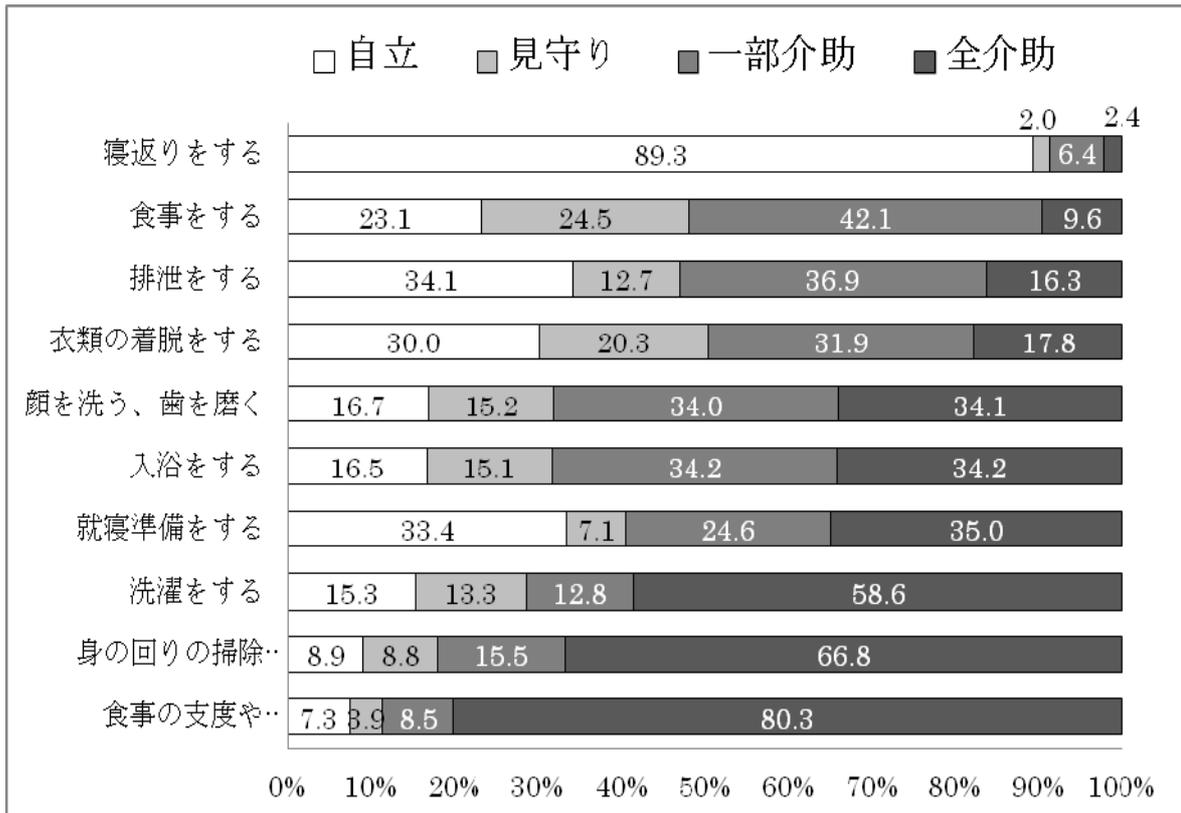


表 16 ADL の状況

### (3) 移動・歩行の状況

図13より、移動については、機能的に歩行できず日常的に車いすを使用する利用者は少ないが、視覚障害者の特徴により単独での移動には、一部介助及び全介助を要する状況が多い(表16)。これは、ADLの状況と同様に本人にとって、生活しやすい環境を提供する必要がある。地域で生活するためには、変化する環境に対応することが求められ、盲重複障害者にとっては、安定した環境を提供できる施設での支援が必要なものと考えられる。

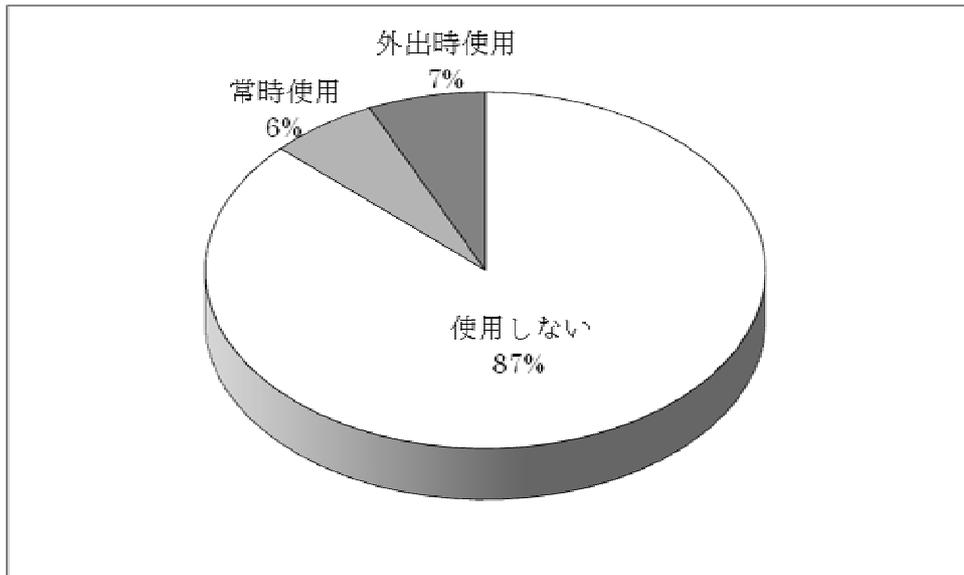


図13 車椅子の使用状況

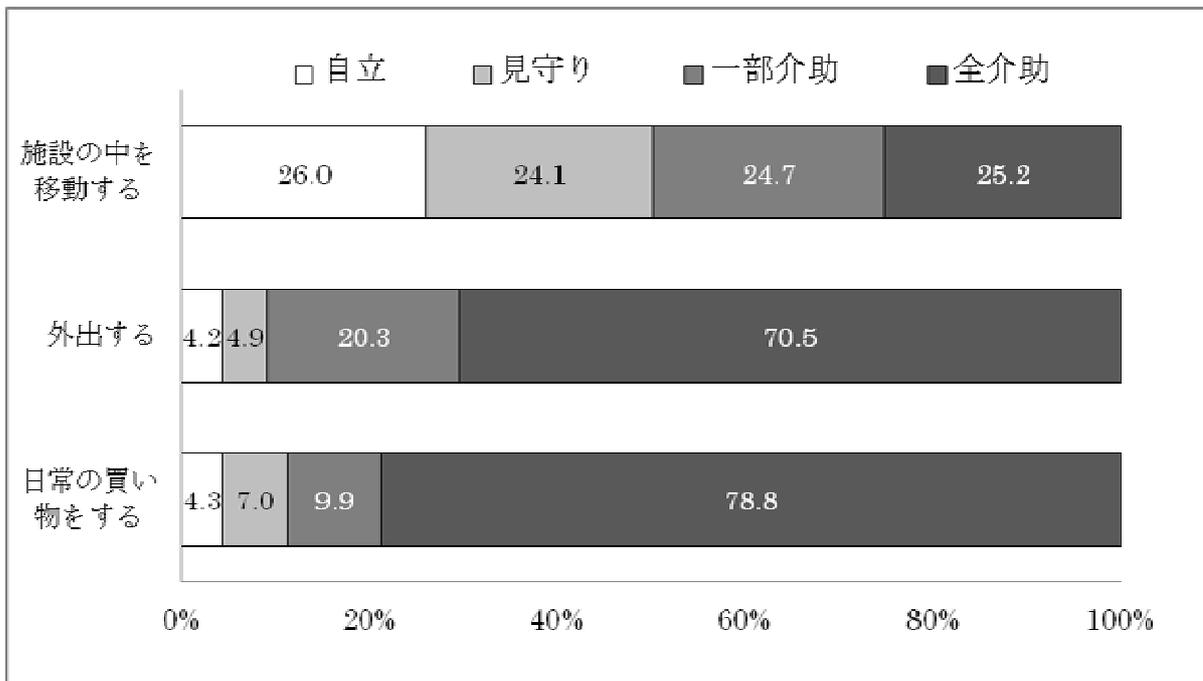


表16 移動・歩行の状況

#### (4) コミュニケーションの状況

視覚障害者のコミュニケーション手段として代表的な点字については、盲重複障害者の場合には表17より、75%が全くできない状況である。また音声パソコンの使用は90%が全くできない状況である。言語においても、全くできないが23.6%、ほとんどできないが11.1%と利用者の約3人に1人が言葉によるコミュニケーションが難しい状況である。

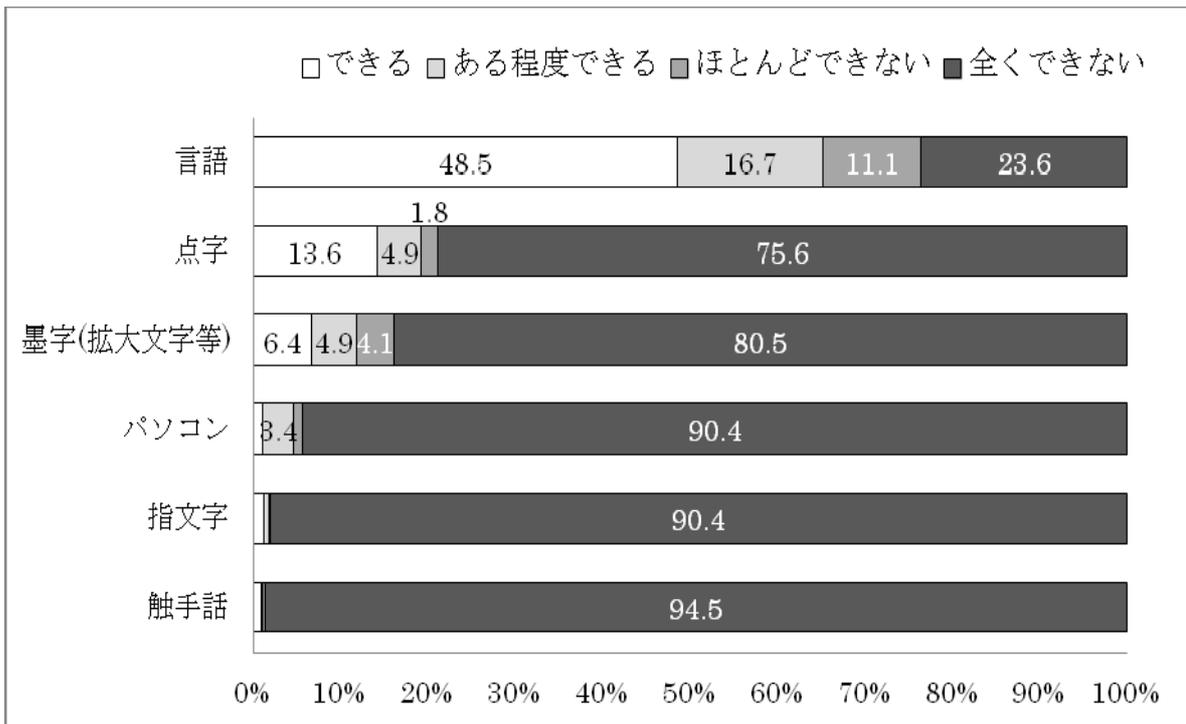


表17 コミュニケーションの状況

### 3. 考察・まとめ

#### (1) 加盟施設の利用者状況のまとめ

全国盲重複障害者福祉施設研究協議会の加盟施設（以下、加盟施設）においては、施設入所支援と日中活動として生活介護を実施している障害者支援施設がほとんどである。これは、調査結果「(5) 障害程度区分の状況 P6」にあるように約半数の利用者が区分6であること、区分5以上が全体の約3/4を占めていることから重度の利用者が多く、有期限である機能訓練や就労移行支援等の対象者ではないことが伺われる。又、加盟施設の約8割の利用者が視覚障害と他の障害を併せ持つ盲重複障害者であり、その重複数においても約3割以上が3障害以上の障害を併せ持っている現状である。このように障害が重なることは、単に $5+5=10$ のような足し算ではなく、相乗作用によって、より重度化傾向が生じ、その支援にあたっては、様々な障害に対する知識が必要となり、職員の専門性が求められる。このような盲重複障害者を専門的に支援している施設は全国的にみても少なく、調査結果「(4) 利用者の年齢 P5」を見ても50代が最も多く、10年前に実施した平成13年度の結果では40代の方が多かったこと、「(6) 利用期間 P8」においても加盟施設にいる盲重複障害者の半数以上が20年以上在籍している状況から、利用者の移動がなくそのまま施設に居たことが伺われる。

また、「(7) の出身地別の利用状況 P9」を見ても1/4が加盟施設のない都道府県からの利用者であることや、「(8) 施設利用前の状況 P10」から、盲学校から入所するケースが多く、これは学校を卒業後、地域での受け皿が少ないことや、地域生活が実際には難しい状況にあり、盲重複障害者を専門に支援する施設を必要としていることが伺われる。現に加盟施設に来る利用相談の中には、自宅で生活していたが、面倒を見てくれる親が高齢になり、在宅生活が難しく施設入所支援を求めるケースやグループホームで生活していた方が、うまく生活ができず施設入所を求めるケース等、地域生活をしている方が施設を希望されることが多い現状である。

現在、障害者は施設から在宅へ、地域へという考え方になっているが、盲重複障害者にとっては、専門的に支援をしている施設が必要であると考えられる。

#### (2) 利用者の支援状況のまとめ

利用者の支援状況においては、調査結果により、食事状況では単純に咀嚼する、ADLでは寝返りをする、移動・歩行では車椅子の使用率が少ない等、単純に身体を動かす機能の問題は少ないが、目的を伴う動作については、適時、介助を要する傾向にある。つまり、視覚に障害があるため、どこに何があるか分からない（空間概念）ことから移動に際しては、歩く機能は問題ないが、目的の場所までの定位が難しい特徴がある。そのため、移動・移乗を含む一連の動作が難しく、適時、介助を要する。その他、視覚的にものを捉えることができないことから、日常生活全般（入浴、衣類の着脱、洗濯、食事の支度等）にわたり一連の動作が難しく、適時、介助を要する。特に生まれた時から視

覚的な経験がなく、また知的障害も含まれる盲重複障害者は、各行為に対する意味を理解できず、実質的な行為ができない傾向があり、例えば、自分の体がどのような形かわからない（身体概念の欠如）、汚れを見たことがない（清潔の概念がない）こと等、一般的な理解不足や経験不足のため、洗身、排泄行為、その他清潔に関する行為（歯磨き、洗顔、整髪、爪切り等）は適時、介助を要する。施設内の限られた、又は慣れ親しんだ環境においては訓練により、一部介助で出来る部分もあるが、外出先等、不慣れな環境におかれると、すべての行為に対して全介助になる。食事摂取においても、配膳したお皿の位置、食事内容や食べこぼし等、視覚でとらえることができず、適時、説明等の介助を要する。また、摂取量を自分でコントロールすることが難しく過食傾向になり、時に嘔吐するまで食べてしまいうことや、精神面の影響から食事を摂らない等の行動も見られる。特に中高年になると生活習慣病検査の結果により食事制限の指示が出るケースが多くあり、食事摂取に関する自己管理が難しい利用者が多いことから、支援員による嗜好品を含めた日常的な食事摂取の調整が必要となる。

コミュニケーションにおいては、視覚障害の代表的なコミュニケーション手段である点字についても、知的障害等を併せ持つ盲重複障害者は、全くできない利用者が多い状況である。言語によるコミュニケーションが中心になるが、不快感や自分の生理的な欲求を言葉で上手く伝えることができないため、様々な不安定行動で感情を表出する傾向がある。また、様々な場面での経験不足や概念形成が不足しているため、物事の捉え方が偏っており、一部分に注目する等の本人独特の会話が多く見られる。その為、意思表示や意思決定が表面的で適切な判断力に欠ける面が多く見られ、利用者の真意を理解することが非常に難しい特徴がある。

その他、精神面においては、自閉的な傾向が強い利用者も多く、様々な行為に対してのこだわりや環境の変化に対応することが難しい特徴があり、その他にも特定の音や触覚的な敏感さも見られる方もいる。そのため、自分の意にそぐわない状況の場合や本人にとって不快な感覚刺激が入ると様々な不安定な行動で感情を表出する場合がある。例えば、興奮して大声を出す、指の皮を剥ぐ等の自傷行為、ガラスを割る等の器物破損、過食や異食行為、便で遊ぶ等の不潔行為等が見られる。これらの状況は、生育歴にも起因するところが大きく、その支援にあたっては、本人の心理的状况を普段の行動の変化等から見極めて、不安定にならないよう先取りした介助が必要となる。

盲重複障害者の支援については、食事、健康管理、環境把握、ADL 支援、移動支援等、人が生活するために必要とされる支援全てが必要とされる。仮に盲重複障害者が地域で生活する為に社会モデルとして考えるならば、一人につき 24 時間の支援者が必要とされる。しかし、盲重複障害者の特性を捉えた専門的な施設という環境であれば、一人ひとりの個性を大切に自由な生活をする事が保障されると考える。

### (3) 盲重複障害対策の課題

単一の視覚障害者は一般的にある程度は知られている存在であるが、視覚障害と他の障害を併せ持つ盲重複障害者については、あまり知られていない存在である。前述のことは、我々、盲重複障害者を専門に支援している職員は当たり前の知識であるが、障害福祉に携わっている方ですら認知されていない。

障害者自立支援法が施行されサービスを利用するためには障害認定調査が必要となり、各実施機関から認定員が加盟施設に調査に来ているが、認定員の方々の殆どが、盲重複障害者を知らない、見たことがない方が多いのが実態である。果たしてこれで、利用者を適切に調査することが可能でしょうか。以前、盲重複障害者は、視覚障害と知的障害を併せもっていることから身体障害者の法律と知的障害者の法律の狭間におかれていた。障害者自立支援法になり、3障害一元化がなされ、法の狭間であった存在から救われると思っていたが、現状では障害に対する理解がされず、適切に評価されていないのが現状である。認定調査の項目でそのまま判定を受けると、低い評価になってしまう為、加盟施設の職員間で情報交換を行い、きちんと調査員に盲重複障害者について理解していただけるよう、時間をかけて説明することや特記事項等で訴えなければ、適切に評価されない状況であった。

今後、障害者総合福祉法の中では、実際のサービスを開始する前にケアプランを作成するとのことであるが、相談支援員が適切に盲重複障害者に対するケアプランを作成するためには、各相談支援員の質や専門性が不可欠となる。今後、施設から地域への流れの中で、単純に盲重複障害者を地域移行へと考えることは、利用者にとって果たして尊厳のある生活を保障することになるのだろうか。地域移行すること自体は、とてもよいことであると思うが、地域移行は、利用者が喜びあふれる生活に繋げる為の手段であって、地域移行自体が目的ではないはずである。利用者が充実した喜びあふれる生活が実現できるなら施設であれ、地域生活であれその手段は、どちらでも良いのではないだろうか。現状を考えると、今回の調査結果のように盲重複障害者にとっては、繰り返しになるが、施設でのサービスが必要であると考えられる。

### (4) おわりに

今回、このような実態調査を実施した理由として、広く世間に盲重複障害者の実態を知って欲しいこと、今後施行されるであろう障害者総合福祉法の中に、盲重複障害者の実態が反映され、また法の狭間の障害者にならないよう訴えたく、調査を行なった。今回は、全国盲重複障害者福祉施設協議会の加盟施設の利用者を対象とした調査であったが、全国にはまだ盲重複障害者は存在しているはずである。今後は、加盟施設の利用者のみならず、全国にいる盲重複障害者の実態を引き続き調査していきたいと考えている。

**盲重複障害者福祉施設研究協議会 調査委員一同**